

東京都六市競艇事業組合同規約の一部を改正する規約

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

東京都六市競艇事業組合同規約の一部を改正する規約

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東京都六市競艇事業組合同規約の改正について協議するため、同法第290条の規定により、議案を提出するものである。

東京都六市競艇事業組合同規約の一部を改正する規約

東京都六市競艇事業組合同規約（昭和41年4月7日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条及び第5条第1項中「おく」を「置く」に改める。

第8条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に改める。

第9条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第2項中「、会計管理者」を削り、「おく」を「置く」に改める。

第10条第1項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第13条の見出し中「補てん」を「補填」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第14条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、組合に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定（「、会計管理者」を削る部分に限る。）及び第14条を第15条とし、第13条の次に1条を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

改正理由

平成29年4月1日から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用するほか、規定の整備を行うため改正するものであります。

(参考)

東京都六市競艇事業組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

新	旧
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定によるモーターボート競走を行うため、次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) モーターボート競走の施行に関すること。</p> <p>(2) モーターボート競走に関する調査及び情報に関すること。</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、その共同処理を適当と認める事項に関すること。</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 この組合の事務所は、東京都江戸川区東小松川三丁目1番1号に置く。</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 この組合に組合議会を置く。</p> <p>2 組合議会議員(以下「議員」という。)の定数は12人とし、関係市からそれぞれ2人を選出する。</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第8条 組合議会に議長及び副議長をそれぞれ1人を置く。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を行なう。</p> <p>(執行機関の組織)</p> <p>第9条 この組合に理事6人、管理者1人、副管理者3人及び監査委員3人を置く。</p> <p>2 前項に定める者のほか、組合に事務局長その他必要な職員を置く。</p> <p>(執行機関の選任及び任期等)</p> <p>第10条 理事は、関係市の市長をもつて充てる。</p> <p>2 理事は、理事会を構成し、必要に応じ管理者に対して報告を求め、又は意見を述べることができる。</p> <p>3～8 略</p> <p>(欠損補填の方法)</p> <p>第13条 この組合の事業において欠損を生じたときは、組合議会の議決を経て関係市が負担する。</p> <p>(地方公営企業法の財務規定等の適用)</p> <p>第14条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により、組合に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>(必要な事項)</p> <p>第15条 この規約の施行について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定によるモーターボート競走を行なうため、次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) モーターボート競走の施行に関すること。</p> <p>(2) モーターボート競走に関する調査及び情報に関すること。</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、その共同処理を適当と認める事項に関すること。</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 この組合の事務所は、東京都江戸川区東小松川三丁目1番1号に置く。</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 この組合に組合議会を置く。</p> <p>2 組合議会議員(以下「議員」という。)の定数は12人とし、関係市からそれぞれ2人を選出する。</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第8条 組合議会に議長及び副議長をそれぞれ1人を置く。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を行なう。</p> <p>(執行機関の組織)</p> <p>第9条 この組合に理事6人、管理者1人、副管理者3人及び監査委員3人を置く。</p> <p>2 前項に定める者のほか、組合に事務局長、会計管理者その他必要な職員を置く。</p> <p>(執行機関の選任及び任期等)</p> <p>第10条 理事は、関係市の市長をもつて充てる。</p> <p>2 理事は、理事会を構成し、必要に応じ管理者に対して報告を求め、または意見を述べることができる。</p> <p>3～8 略</p> <p>(欠損補填の方法)</p> <p>第13条 この組合の事業において欠損を生じたときは、組合議会の議決を経て関係市が負担する。</p> <p>(必要な事項)</p> <p>第14条 この規約の施行について必要な事項は、別に定める。</p>

新

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定（「、会計管理者」を削る部分に限る。）及び第14条を第15条とし、第13条の次に1条を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

旧